

食品ロス削減推進に係る普及啓発業務委託仕様書

1 委託業務名

食品ロス削減推進に係る普及啓発業務

2 業務目的

熊本県では、食品ロス削減の取組を総合的に推進し、持続可能な社会の実現を目指すため、令和4年（2022年）3月に「熊本県食品ロス削減推進計画」を策定し、消費者、事業者、関係団体等がそれぞれの立場で食品ロス削減という目標に向け、一体となって取り組み、同時に誰一人取り残さない持続可能な開発目標（SDGs）の実現を目指している。

本業務において消費者等を対象とした食品ロス削減に係る普及啓発を実施することにより、食品ロス削減に向けた県民の意識の醸成を図るとともに、各主体の具体的な行動の実践につなげる。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）2月27日（金）まで

4 委託業務の内容

（1）メディアを活用した広報

ア 内容

以下のいずれかの広報媒体等を活用し、「熊本県食品ロス削減推進計画」に掲げる食品ロス削減アクション「四つ葉のクローバー運動」のテーマに沿った内容（てまえどり、食べきり運動）とすること。なお、2以上の広報媒体を活用すること。

- ① WEBやSNSを活用した広告の配信
- ② 街頭ビジョンによる情報発信
- ③ デジタルサイネージによる情報発信
- ④ フリーペーパーへの掲載

イ 広報時期

高い効果が見込める時期とすること。

（例：10月の食品ロス削減月間、忘年会・新年会シーズン等）

ウ 配信等の回数

高い効果が見込める回数とすること。

エ 啓発媒体の制作

内容については受託者の提案を踏まえ、県と受託者により協議し、決定する。

（2）食品関連事業者と連携した普及啓発

ア 内容

食品関連事業者（小売業、流通業、製造業等）と連携した、消費者向けの普及啓発を提案すること。必要と思われる啓発物があれば、作成すること。

イ 実施時期

高い効果が見込める時期とすること。

（例：１０月の食品ロス削減月間、忘年会・新年会シーズン等）

（３）啓発グッズの作成

ア 内容

- ・消費者等へ意識啓発を目的として配布する啓発グッズを制作する。
- ・消費者等が食品ロス削減に興味を持ち、食品ロス削減に向けた行動に繋がるような啓発グッズを提案すること。
- ・啓発グッズは、食ロスチェック（消費者からモニターを募り、食品ロスの発生要因等を調査し、事業者等と共有する取組）に参加するモニターへ配布するほか、年間を通してイベント等で配布予定。

イ 納品時期

令和７年（２０２５年）９月末（予定）

ウ 仕様等

- ・啓発グッズは１点ずつ個装とすること。

エ 数量

３００個

オ 納品先

県消費生活課

（４）県が実施するフードドライブの広報等

①募集チラシ・ポスターの制作

ア 内容

フードドライブに参加する事業所を募集するためのチラシ及びポスターを作成する。

イ 納品時期

令和７年（２０２５年）６月末（予定）

ウ 仕様等

- ・チラシには、フードドライブの概要、日時、場所（６つの拠点の住所及び地図）、参加方法等を記載し、表面はそのままポスターに使用できるよう簡潔な内容にすること。
- ・「四つ葉のクローバー運動」のマークを使用すること（書体変更可）。
- ・チラシのサイズはＡ４（両面）、ポスターのサイズはＡ１（厚さ：１１０kg程度）とし、いずれもフルカラー印刷すること。
- ・データも納品すること。
- ・内容については受託者の提案を踏まえ、県と受託者により協議し、決定する。

エ 数量

チラシ : 3, 000枚

ポスター : 100枚

オ 納品先

チラシ : (配付内訳は予定)

県消費生活課 1, 000枚

八代市役所 循環社会推進課 400枚

玉名市役所 環境整備課 400枚

山鹿市役所 環境課 400枚

上天草市役所 環境衛生課 400枚

御船町役場 環境保全課 400枚

ポスター : 県消費生活課 100枚

②食品受領書の作成

ア 内容

拠点に食品を持参した事業所に対して交付する食品受領書を作成する。

イ 納品時期

令和7年(2025年)8月末(予定)

ウ 仕様書

- ・事業者名及び事業者が拠点に持参した食品の量を手書きで記入できるようにすること。
- ・「四つ葉のクローバー運動」のマークを使用すること(書体変更可)。
- ・内容については受託者の提案を踏まえ、県と受託者により協議し、決定する。
- ・データも納品すること。

エ 数量

150枚程度

オ 納品先

県消費生活課

③フードドライブにおける必要物品の納品

ア 内容

フードドライブの実施に当たり必要な物品を納品する。

イ 納品時期

令和7年(2025年)8月末(予定)

ウ 物品・仕様等

物品は、以下の仕様を満たし、かつフードドライブの実施に適したものを選定すること。

物品	用途	仕様	数量	納品先
デジタル台はかり	事業者が拠点に持参した食品を計量するもの	・段ボールや紙袋等を台に乗せた状態でも表示が見やすい位置にあること ・最大計測 60 kg以上であること	1 台	・ 御船町役場
フードドライブ説明パネル	事業者にフードドライブの取組等を紹介するもの	・県から提供するデータを A 1 サイズに拡大印刷（厚さ：110kg 程度）し、パネルにセットすること ・パネルは壁掛け可能であること	6 枚 （1 種類×各 6 枚）	・県消費生活課 ・八代市役所 ・玉名市役所 ・山鹿市役所 ・上天草市役所 ・御船町役場 各 1 枚

5 実績報告

委託期間内に業務完了報告書（様式任意）を提出すること。

同報告書には、広報活動の実績がわかる書類及び写真等を添付すること。

6 業務遂行に関する留意点

- （1）事業の実施に当たっては、県消費生活課と連携して作業を行うこと。
- （2）事業の進捗管理等を行う業務責任者を配置すること。
- （3）進捗状況について、随時、県に報告すること。

7 その他留意事項

発注者熊本県（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、次の事項について留意する。

- （1）乙は、本業務の遂行に当たって、関係する法令等を遵守しなければならない。
- （2）乙は、本業務の遂行に当たって、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
また、甲の承諾なしに、業務の処理過程において得られた記録等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- （3）乙は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲による承諾を得たときは、この限りではない。
- （4）その他、本業務を円滑に進めるため、本仕様書に定めのない事項又は当仕様書に定める業務の実施に当たって必要な詳細事項及び、疑義が生じた場合は、甲と乙が相互に協議の上、決定する。
- （5）業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要を生じた経費は、乙が負担する。

8 著作権

本委託事業によって得られる著作権その他の権利は、すべて熊本県に帰属するものとする。